

6 通所介護費

基本部分		注 利用者の数が 利用定員を 超える場合 又は	注 看護・介護職 員の員数が 基準に満たない 場合	注 2時間以上3 時間未満の 通所介護を 行う場合	注 7時間以上9 時間未満の 通所介護の 前後に日常 生活上の世 話を行う場合	注 中山間地域 等に居住する 者へのサービ ス提供加算	注 入浴介助を 行った場合	注 個別機能訓 練加算(Ⅰ) 又は	注 個別機能訓 練加算(Ⅱ)	注 若年性認知 症利用者受 入加算	注 栄養改善加 算	注 口腔機能向 上加算	注 事業所と同一 建物に居住 する者又は同 一建物から利 用する者に通 所介護を行う 場合																																				
イ 小規模型 通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満	要介護1 (461単位) 要介護2 (529単位) 要介護3 (596単位) 要介護4 (663単位) 要介護5 (729単位)	×70/100	×70/100	×70/100																																												
	(2) 5時間以上7時間未満	要介護1 (700単位) 要介護2 (825単位) 要介護3 (950単位) 要介護4 (1,074単位) 要介護5 (1,199単位)																																															
	(3) 7時間以上9時間未満	要介護1 (809単位) 要介護2 (951単位) 要介護3 (1,100単位) 要介護4 (1,248単位) 要介護5 (1,395単位)																																															
	ロ 通常規模型 通所介護費	(1) 3時間以上5時間未満												要介護1 (400単位) 要介護2 (457単位) 要介護3 (514単位) 要介護4 (571単位) 要介護5 (628単位)	×70/100	×70/100	×70/100																																
		(2) 5時間以上7時間未満												要介護1 (602単位) 要介護2 (708単位) 要介護3 (814単位) 要介護4 (920単位) 要介護5 (1,026単位)																																			
		(3) 7時間以上9時間未満												要介護1 (690単位) 要介護2 (811単位) 要介護3 (937単位) 要介護4 (1,063単位) 要介護5 (1,188単位)																																			
		ハ 大規模型 通所介護費(Ⅰ)												(1) 3時間以上5時間未満												要介護1 (393単位) 要介護2 (449単位) 要介護3 (505単位) 要介護4 (561単位) 要介護5 (617単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+5/100	1日につき +50単位	1日につき +42単位	1日につき +50単位	1日につき +60単位	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1回につき +150単位 (月2回を 限度)	1日につき -94単位												
														(2) 5時間以上7時間未満												要介護1 (592単位) 要介護2 (696単位) 要介護3 (800単位) 要介護4 (904単位) 要介護5 (1,009単位)																							
														(3) 7時間以上9時間未満												要介護1 (678単位) 要介護2 (797単位) 要介護3 (921単位) 要介護4 (1,045単位) 要介護5 (1,168単位)																							
														ニ 大規模型 通所介護費(Ⅱ)												(1) 3時間以上5時間未満												要介護1 (383単位) 要介護2 (437単位) 要介護3 (492単位) 要介護4 (546単位) 要介護5 (601単位)	×70/100	×70/100	×70/100								
																										(2) 5時間以上7時間未満												要介護1 (576単位) 要介護2 (678単位) 要介護3 (779単位) 要介護4 (880単位) 要介護5 (982単位)											
																										(3) 7時間以上9時間未満												要介護1 (660単位) 要介護2 (776単位) 要介護3 (897単位) 要介護4 (1,017単位) 要介護5 (1,137単位)											
ホ 療養通所 介護費			(1) 3時間以上6時間未満 (1,000単位)																																														
			(2) 6時間以上8時間未満 (1,500単位)																																														
ヘ サービス提供体制 強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき 12単位を加算)																																														
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき 6単位を加算)																																																
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき 6単位を加算)																																																
ト 介護職員処遇 改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×19/1000)		注 所定単位は、イからへまでにより算定した単位数の合計																																														
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×19/1000×90/100)																																																
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×19/1000×80/100)																																																

注：中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目